

障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)

中小企業における障害者雇用の促進を図ることを目的として、障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50~300人の中小企業)において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、この雇入れによって法定雇用率を達成する場合に支給される助成金です。

助成内容

対象事業主が助成対象となる措置を行った場合に、120万円が支給されます。

助成対象事業主

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- (1) 「雇用保険二事業助成金に係る共通支給要件」(12ページ参照)の要件を満たすこと。
- (2) 支給申請時点で、雇用する常用労働者数が50人~300人の事業主であること。
- (3) 1人目の支給対象者の雇入れの日の前日までの過去3年間に、障害者について雇用実績がない事業主であること。
- (4) 就労継続支援事業A型の事業を実施している事業主ではないこと。

※上記以外にも要件がありますので、詳しくはハローワークの障害者雇用担当窓口、または助成金センターまでお問い合わせください。

助成対象となる措置

助成対象事業主が、本奨励金を受給するにあたっては以下の3つの要件を満たす必要があります。

1. 対象労働者	「 <u>身体障害者</u> 」「 <u>知的障害者</u> 」「 <u>精神障害者</u> 」のいずれかに該当し、 <u>雇入れ日現在で満65歳未満である障害者</u> であること。
2. 雇入れ条件	対象労働者を公共職業安定所(ハローワーク)等の紹介により、常時雇用する雇用保険一般被保険者として雇入れ、 <u>対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることが確実であると認められること。</u>
3. 法定雇用率の達成	1人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から起算して3カ月後の日までに、雇い入れた対象労働者数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること。※法定雇用率については10ページをご覧ください。

手続きの流れ

本奨励金を受給しようとする雇入れ事業主は、雇入れ完了日の直後の賃金締切日の翌日から起算した6カ月後の翌日から起算して2カ月以内（以下「支給申請期間」という）に支給申請してください。

以下の図は参考です。

